



TNY India Newsletter

2025/11/17
No.26

CONTENTS

- 1 はじめに
- 2 ウェビナーのご案内
- 3 インドの倒産法制について
- 4 2025 年10月の主な法律・規則、ガイドライン等の改正・制定情報
- 5 編集後記

はじめに

本ニュースレターでは、法律・規則等の改正・制定情報や日系企業様に関するインド法の概要を紹介させていただきます。今月号では、10月の法律・規則等の改正・制定情報とインドの倒産法制についてご紹介いたします。

本ニュースレターの受信者の皆様にとって関心のあるテーマのご要望がございましたら、tomohirom@tny-legal.com までご連絡頂けますと幸いです。

ウェビナーのご案内

ウェビナーの開催についてご案内いたします。

インド事務所の松下智宗弁護士(日本)及びMedhiyaa Ramesh弁護士(インド)が、インド進出をご検討中の日本企業様向けにインド法務ウェビナーを行います。

今回のウェビナーでは、インドの労務について現地の法令に基づき説明いたします。

参加は無料となっておりますので、奮ってお申込みください。

本ウェビナーがインドへの進出を検討中の日系企業様または進出済の日系企業様のビジネスに少しでもお役に立てば幸いです。

【日程】

日時：2025年11月26日（水）

12時30分～13時30分（インド時間）、16時～17時（日本時間）

※申込締切は2025年11月21日（金）までとなっております。

※開催方法：オンライン（Zoom）

※参加費：無料

申込につきましては、下記URLからお申込みください。

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLScAB5FRkifbqHvt56oe0HZ710Upj0k7ebJgHnbe5H_TLbJuhQ/viewform?usp=header

インドの倒産法制について

1. 倒産手続き申立ての要件

インドでは、破産倒産法（Insolvency and Bankruptcy Code, 2016）が倒産手続きについて定めています。

破産倒産法の定める手続きの特徴として、申し立ての段階では、再建手続きと清算手続きの選択は行われず、まず再建手続きを行い、これが失敗した場合に清算手続きへ移行するという構造になっています。

同法上、倒産手続き申立ての要件として、債務者が1000万ルピー以上の支払不履行（デフォルト）に陥っていることが必要とされています（破産倒産法4条(1)）。

申立てができるのは、①金融債権者（Financial Creditor）、②取引債権者（Operational Creditor）、③債務者自身であり、会社法審判所（National Company Law Tribunal）に対し申立てを行います（破産倒産法6条）。

なお、金融債権者とは、貸付等に基づく債権を有する者を意味し（破産倒産法5条(7)、(8)）、取引債権者とは、物品又はサービスの提供によって生じた債権を有する者を意味します（破産倒産法5条(20)、(21)）

2. 倒産手続きの流れ

会社法審判所は、手続きを開始する場合、モラトリウムを発令します（破産倒産法13条(a)）。モラトリウム発令中は、債務者の資産を保全するために、債務者に対する訴訟手続き、担保権の実行、債務者による資産の処分等が禁止されます（破産倒産法14条（1））。

また、会社法審判所は暫定再建専門家（Interim Resolution Professional）の選任を行います（破産倒産法16条）。暫定再建専門家の役割は会社資産の保全であり、その任期は30日間とされています。暫定再建専門家が選任されると、債務者である会社の取締役会の権限は停止され、暫定再建専門家が経営権を獲得します（破産倒産法17条）。

暫定再建専門家は、債権者からの債権届を受領し、債権者リストを作成し、債権者委員会を組成します。

そして、債権者委員会は、全ての金融債権者を構成員とし、最初の会議で、暫定再建専門家の職務を引き継ぐ再建専門家を選任し、再建専門家は、債務者の債権債務関係等の情報をまとめたインフォメーション・メモランダムを作成し、これに基づき再建計画が策定されます。

債権者委員会が再建計画を承認した場合、同計画に基づいて会社再建が行われます。他方、債権者委員会が再建計画を承認しなかった場合は、清算手続きに移行します。

3. 清算手続き

会社を清算する場合、以下の債権については優先弁済を受けられます。具体的な優先順位は以下のとおりです（破産倒産法53条(1)）。

①清算費用

②清算手続開始日から24か月前までの労働者（ワークマン）に対する債務、破産倒産法が定める方法に従って担保権を放棄した担保付債権者に対する債務

*ワークマン（Workman）：インドの労働法上の分類で、手作業、非熟練労働、熟練労働、技術的、作業的、事務的、又は監督的業務を行うためにあらゆる産業で雇用される者をいい、経営的・管理的立場にある者等は除かれます（産業紛争法（Industrial Disputes Act, 1947）2条(s)）。

③清算手続開始日から12か月前までの従業員（ワークマンを除く）に対する債務

④金融債権者の無担保債務

- ⑤清算手続開始日から2年前までの中央政府または州政府に対する債務、担保権を有する債権者に対する担保権実行後の残債務
- ⑥その他の残存債務
- ⑦優先株主に対する残余財産配分債務
- ⑧株主及び共同経営者に対する残余財産配分債務

2025年10月に発出された主な法令やガイドライン等の情報（10月1日～10月31日）

Issue Date	Title	Issuing Ministry
Oct 1	The Investor Education and Protection Fund Authority (Accounting, Audit, transfer and Refund) amendment rules	Ministry of Corporate Affairs
Oct 6	Foreign Exchange Management (Borrowing and Lending) (Amendment) Regulations, 2025	Reserve Bank of India
Oct 28	Reserve Bank of India (Nomination Facility in Deposit Accounts, Safe Deposit Lockers and Articles kept in Safe Custody with the Banks) Directions, 2025	Reserve Bank of India
Oct 15	Master Circular for issue and listing of Non-convertible Securities, Securitized Debt Instruments, Security Receipts, Municipal Debt Securities and Commercial Paper	Securities and Exchange Board of India
Oct 9	IRDAI (Insurance Fraud Monitoring Framework) Guidelines, 2025.	Insurance Regulatory and Developmental Authority of India
Oct 25	The Legal Metrology Government Approved Test Centre Amendment Rules, 2025	Department of Consumer Affairs

ご案内

弊事務所では、新規取引に関する契約書の作成やレビュー、雇用契約に関するご相談、債権回収に関するご相談、日本語での解説、書類の用意、手続き代行など、幅広く承っております。

例えば、顧問契約においては、お客様のご事情に沿ったサービス内容を検討し、お見積りをご提案しております。その他、顧問契約などの継続的なお取引のない方でも、案件ごとにご依頼いただけます。

また、事業の進め方や取引方法について、インドの法令に基づいて最善の方法を検討したいというお客様には、法令調査や関係機関へのヒヤリングなどの法律調査も承っております。

- ✓ 株式譲渡手続きをしたい
- ✓ 取締役、株主の変更手続きをしたい
- ✓ 支店から現地法人に変更したい

- ✓ 計画している事業について、外資規制があるか確認したい
- ✓ 雇用契約のリーガルチェックをして欲しい
- ✓ 契約書を作成して欲しい
- ✓ 契約書をレビューして欲しい
- ✓ 労働者のストライキへの対応について相談したい
- ✓ 従業員を解雇したいが、どのように進めればよいか
- ✓ 金銭トラブルを解決したい
- ✓ 株券電子化について相談したい
- ✓ BISについて相談したい
- ✓ 法務に関する事案は日本の親会社の法務部が管轄するが、現地でのサポートが欲しい、etc....

といった方、個々の案件ごとにお見積りを差し上げております。突発的に生じる、契約書作成やレビュー、就業規則をはじめとする社内規定類の見直しなど、お気軽にお問合せください。

編集後記

ラダックを旅行してきました。
ヒマラヤ山脈とカラコルム山脈に囲まれた雄大な自然は秋めいていて、とてもきれいでした。
チベット仏教文化が根付いた地域で、デリー・グルガオンとは雰囲気異なり、インドの奥深さを感じます。
一部の地域は中国と国境を接しており、訪れるためには別途、パーミット (permit) を取得する必要があります。
パーミットは現地で、旅行代理店等を通じて取得できると聞いておりましたが、今年の夏ごろから突然政府の方針が変わったようで、就労ビザ保有者は現地での申請ができず、観光ビザ保有者のみを受け付けているようです。



本稿は、2025年11月17日現在の情報に基づきます。

TNY Services (India) Private Limited

Address: Unit No. 101, B 36-37, First Floor, IDC,
Mehrauli-Gurgaon Road, Opposite Sector-14,
Gurgaon, Haryana-122001, India

Email: info@tnygroup.biz

Phone: +91 9220808529

URL: <https://india.tny-legal.com>